

京都市告示第 2 0 5 号

計量法第 2 0 条第 1 項及び第 2 1 条第 1 項の規定に基づき，特定計量器について，次のとおり，指定定期検査機関による定期検査を行います。

平成 2 4 年 8 月 1 0 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

南区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量 5 0 0 キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

平成 2 4 年 9 月 1 8 日から同年 1 0 月 3 1 日まで。ただし，日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)